

別紙

写真撮影基準

造林作業業務委託に係る仕様書に規定する写真撮影基準は、この基準によるものとする。

1 写真の種類

(1) 施工前、施工中及び施工後の森林状況

原則として同一箇所での施工前、施工中及び施工後の森林の状況を撮影するものとする。

2 撮影の方法

(1) 写真は、施工前、施工中及び施工後の状況が明確にわかるよう近景撮影及び遠景撮影するものとし、完了届に添付する作業種の写真は次表1のとおりとする。

なお、表中の「近景」とは撮影対象から数m程度、「遠景」とは、数十m程度離れた位置からの撮影をいう。

(2) 写真は、下記の事項等を記載した黒板等を含めて撮影すること。

ア 撮影年月日

イ 施工地名

ウ 樹種

エ その他必要事項

(3) 写真は、原則として撮影日及び位置情報が記録されたものとする。

3 写真撮影枚数及び完了届への添付部数

(1) 撮影する箇所数は森林施業については1施工地が1ha未満の場合には2箇所以上、1ha以上の場合は3箇所以上とする。

(2) 完了届への添付部数は次表1のとおりとする。

4 その他

この基準に関らず、事業の透明化を図る観点から、同一箇所での施工前、施工中及び施工後の状況が明確にわかる写真を撮影し、発注者に提示できるように整備しておくものとする。

次表1

完了届に添付する作業種ごとの写真（1箇所当たり）

作業種		施工地の状況			近景・遠景の別		提出枚数
		作業前	作業中	作業後	近景写真	遠景写真	
人工造林	地拵え	○	○	○	○	○	各1部
	植栽	○	○	○	○	○	各1部